

令和8年10月5日

青森県教育委員会第933回定例会

期 日 令和8年10月5日（月）
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 報 告

- 報告第1号 議案に対する意見について 1

3 議 案

- 議案第1号 令和9年度青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員人事異動方針案について 2
- 議案第2号 令和9年度県費負担教職員人事異動方針案について ... 4
- 議案第3号 令和9年度県立学校職員人事異動方針案について ... 6

4 その他

- 青森県立高等学校魅力づくり推進計画前期実施計画（先行版）
【学校・学科等の魅力づくり】（案）に関する地区懇談会における
意見等について 8

5 閉 会

報告第 1 号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 1 令和 8 年度青森県一般会計補正予算（第 2 号）案（教育委員会所管分）
- 2 青森県立学校設置条例の一部を改正する条例案
- 3 工事の請負契約の一部変更の件

議案第 1 号

令和 9 年度青森県教育委員会事務局及び教育機関 （学校を除く。）の職員人事異動方針案について

令和 9 年度青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員人事異動方針を次のとおり定める。

令和9年度青森県教育委員会事務局及び教育機関
(学校を除く。)の職員人事異動方針

青森県教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。以下同じ。)の職員の人事異動については、教育行政を適正かつ積極的に推進するため、職員の志気の高揚を図るとともに、組織が活力あるものとして有効に機能しうよう次の方針により行うものとする。

1 基本方針

- (1) 特性、能力、職務上の経験等を十分考慮して、職員の適正配置を図る。
- (2) 本庁と出先機関及び教育機関の職員の交流を積極的に行う。
- (3) 学校及び知事部局等他の執行機関の職員との交流について配慮する。
- (4) 若手職員の人材育成に特に留意する。
- (5) 能力、成果重視の昇任を行う。

2 実施方針

- (1) 次に掲げる基準に該当する職員については、専門職種に従事している職員等真にやむを得ない者を除き、努めて転任させるものとする。
 - ア 役付職員(総括主幹級以上の職員、サブマネージャーである主幹級の職員並びに出先機関及び教育機関の副課長以上の主幹級の職員をいう。以下同じ。)にあつては、同一の職に3年以上在職している者及び同一の所属所に役付職員として5年以上勤務している者並びに役付職員の期間と役付職員以外の職員の期間を合わせて同一の所属所に7年以上勤務している者
 - イ 役付職員以外の職員(技能労務職員を除く。)にあつては、同一の所属所に5年以上勤務している者
 - ウ 技能労務職員にあつては、同一の所属所に長期間(おおむね10年)勤務している者
 - エ 指導主事及び社会教育主事にあつては、同一の所属所に5年以上勤務している者
- (2) 女性職員については、その個性と能力が十分に発揮できるよう積極的な登用及び従事業務の拡大に配慮する。
- (3) 近親者(四親等以内)の同一所属所への配置は行わないものとする。
- (4) 主査級以下の若手職員については、計画的に多分野の業務を経験させるジョブローテーションの実施や長期研修への派遣等により、能力の育成、開発を図る。
- (5) 職員の昇任については、能力・実績主義を第一義とし、日頃の業務の成果を重視しながら、適任者を昇任させるものとする。

議案第 2 号

令和 9 年度県費負担教職員人事異動方針案について

令和 9 年度県費負担教職員人事異動方針を次のとおり定める。

令和 9 年度県費負担教職員人事異動方針

全県的な視野に立って、教職員の適正配置と人事の刷新を図り、本県教育の振興を期するため、市町村教育委員会との緊密な連携のもと、次の方針によって、市町村立学校の県費負担教職員の異動を行う。

1 基本方針

- (1) 教育効果の向上を図るための異動を積極的に推進する。
- (2) 地域及び学校の特性を勘案のうえ、職員組織の適正化に努める。
- (3) へき地学校の職員組織の充実強化を図る。
- (4) 特別支援教育に当たる教員の適正配置に努める。
- (5) 勤務地の固定化の解消に努める。
- (6) 広域にわたる人事の交流を推進する。

2 実施方針

- (1) 年齢、経歴、性別、特性等を考慮して職員組織の適正を図る。中学校の場合は、特に所持免許状の教科（又は得意教科）を十分考慮する。
- (2) 同一校勤務 3 年未満の者は、原則として転任させない。
- (3) 同一校勤務 10 年以上の者は、努めて転任させる。
- (4) 同一町村に引き続き 10 年以上勤務した者及び同一市に引き続き 15 年以上勤務した者は、他の市町村へ努めて転任させる。
- (5) 校長、教頭等については、全県的な視野で交流を図る。
- (6) 校長の新規採用及び教頭の昇任に当たっては、原則として他の市町村に配置する。
- (7) 新規採用者については、地域及び学校の教職員の配置状況や初任者研修の実施、特別の事情等を考慮し、必要な調整を行い配置する。
- (8) 計画的他管交流により転出した者については、他管交流者名簿を作成し、原則として 3 年勤務したのちに、特に意を用いて異動させる。
- (9) へき地学校に相当期間勤務した者については特に意を用い、へき地学校勤務者名簿を作成し、希望地又はへき地学校以外の学校との交流を図る。
- (10) 特別支援学級担当者については特に意を用い、特別支援教育の専門性を有する教員を適正に配置するように努める。
- (11) 特別の事情がある場合のほか、近親者の同一校勤務を避ける。

議案第 3 号

令和 9 年度県立学校職員人事異動方針案について

令和 9 年度県立学校職員人事異動方針を次のとおり定める。

令和9年度県立学校職員人事異動方針

職員の適正配置と人事の刷新を図り、本県教育の振興を期するため、次の方針によって県立学校職員の異動を行う。

1 基本方針

- (1) 教育効果の向上を図るための異動を積極的に推進する。
- (2) 地域及び学校の特性を勘案のうえ、職員組織の適正化に努める。
- (3) 郡部と市部、高等学校と特別支援学校、高等学校の各課程間の相互の交流を図る。
- (4) 市町村教育委員会との連携を密にして、市町村立学校職員との交流を考慮する。
- (5) 勤務校の固定化の解消に努める。
- (6) 広域にわたる人事の交流を推進する。

2 実施方針

- (1) 年齢、経歴、性別、特性、所持免許状の教科等を考慮して、職員組織の適正を図る。
- (2) 教頭及び事務長については、特に意を用い、適任者の配置に努める。
- (3) 同一校（全日制・定時制・通信制の各課程はそれぞれ1校と見なす。以下同じ。）勤務3年未満の者は、原則として転任させない。
- (4) 同一校勤務10年以上の者は、原則として転任させる。
- (5) 定時制課程又は通信制課程に相当期間勤務した者は、特に意を用いて異動させる。
- (6) 校長の新規採用に当たっては、原則として他の地域に配属する。
- (7) 新規採用者については、学校の教職員の配置状況や特別の事情等を考慮し、配置する。
- (8) 特別の事情がある場合のほか、近親者の同一校勤務を避ける。
- (9) 関係学校長の意見を聞いて異動の適正を期する。

[その他]

青森県立高等学校魅力づくり推進計画前期実施計画（先行版） 【学校・学科等の魅力づくり】（案）に関する地区懇談会における意見等について

1 学校の在り方地区検討委員会委員への意見照会、パブリック・コメント及び地区懇談会の概要

（１）学校の在り方地区検討委員会委員への意見照会

- ①実施期間：令和８年８月５日～８月２５日（２１日間）
- ②提出意見：５９件

（２）パブリック・コメント

- ①実施期間：令和８年８月６日～９月１４日（４０日間）
- ②提出意見：２０件

（３）地区懇談会

- ①開催日：令和８年８月２７日、９月１日、３日、８日、１０日、１４日
[県内６地区６会場]
- ②参加者数：計３０人

2 主な意見

【第１ 前期実施計画の策定】

- 青森県の現状を分析すると、多くの高校での定員割れや学校の小規模化、教員の働き方改革が課題として考えられ、これらの課題を受けて前期実施計画策定に取り組んだことを記載してもよい。

【第2 前期実施計画のポイント】

- 普通教育を主とする学科を有する全ての全日制高校において単位制を導入することは、生徒の興味・関心のある科目の選択や進路につながる科目の選択など、生徒の希望に寄り添った教育課程の実現が見込まれるため、生徒にとって望ましい。
- 普通科における少人数学級編制の実施については、各地区の学校の在り方地区検討委員会で要望があがっていることから、実施した方がよい。
- 遠隔授業は、地理的状况に関わらず教育の充実を図ることができるので、全ての県立高校に拡充してほしい。
- 新しい普通科については、具体的な学びや卒業後の進路などを中学校やその保護者等に対して丁寧に説明していく必要がある。

【第3 生徒が「行きたい」と思う各校の魅力づくり】

- 将来のリーダーを育成する発展的な学びの充実の対象校が青森高校、弘前高校、八戸高校の3校であり、当該校のみでリーダーを育成するように捉えられるのではないか。また、当該校の成果を県全体に還元することが必要である。
- 特別な教育的支援を必要とする生徒等への指導・支援については、早急な対応を要望する。
- 「地域等と一体となった学校の活性化に向けた対応」という項目において、募集停止に係る内容の記載は不要ではないか。
- 全国からの生徒募集について、自治体への事前説明や意向確認がないままに地域共育校を「候補校」と記載することはいかがなものか。県のバックアップなしに実施できるものではなく、現時点で受け入れることも想定していない。これまでの経緯や関係自治体の現状も考慮し、候補校から学校名を削除するべきである。

【第4 生徒が「学びたい」と思う各学科等の魅力づくり】

- データサイエンス科は理系科目を中心に学ぶように感じられるため、文系進路を志望する生徒が敬遠するのではないか。
- 東青地区においても「地域社会に関する学科」を設置してほしい。

- 普通教育を主とする学科の特色化は、地域完結性が強く求められる下北地区の高校にも必要なので、田名部高校の普通科1クラスを学際領域に関する学科へ改編してほしい。
- 探究科の学科の特徴に「SDGsの実現やSociety5.0の到来」とあるが、現在の社会状況の表現としては陳腐ではないか。例えば「AI・デジタル技術の急速な進展に伴う社会構造の変化」としてはどうか。
また、教育活動の例として、ジェンダー平等についてあげられているが、もう少し分かりやすい事例を挙げてほしい。
- 定時制課程や通信制課程を希望する生徒も増えてきているので、これらの課程を充実させる取組を推進してほしい。

【その他】

- 前期実施計画の策定に向けた日程について、案の公表前に行う地域からの意見聴取が地区懇談会のみであることは理解しがたい。学校の在り方地区検討委員会を開催し、案の骨子について議論すべきである。
- 前期実施計画の策定に当たっては、地区懇談会やパブリック・コメント等を通じて、地域住民の声を丁寧に汲み上げるとともに、分かりやすい言葉で、中学生やその保護者などに情報提供してほしい。
- 高校の再編に当たっては、人口分布や公共交通機関等のバランスを考慮し、地域間の教育環境や住民サービスの均衡を図るという観点を踏まえる必要がある。